葛飾区広告入り窓口封筒無償提供取扱要領

平成 22 年 12 月 6 日
22 葛地戸第 1537 号
地域振興部長決裁

(趣旨)

第１条　この要領は、区長に対して、広告入り窓口封筒等の無償提供の申し出があった場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要領において「窓口封筒」とは、区が発行した各種証明書等を持ち帰るために区民等が利用する封筒で、企業等の広告が印刷されたものをいう。

2　この要領において「無償提供者」とは、窓口封筒に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を募集し、広告原稿を事前に確認し、広告原稿を校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の業務を行い、区に窓口封筒を無償提供する事業者をいう。

(広告の基準)

第３条　物品等の広告の内容については，葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針（平成１５年１月２７日区長決裁）（以下「取扱方針」という。）２に定める基準によるものとする。

(窓口封筒の設置および期間)

第４条　無償提供を受けた窓口封筒の設置場所および設置期間は、葛飾区広告入り窓口封筒の無償提供者募集要項（以下「要項」という。)で別に定めるものとする。

(無償提供者の募集方法)

第５条　無償提供者の募集については､葛飾区ホームページ等で行うものとする。

2　区長は、募集に際し、募集期間および提出書類その他募集に必要な事項を要項で定める。

(無償提供者の申込み)

第６条　無償提供者になろうとする者は、別に定める要項に基づき、区長に申し込まなければならない。

(無償提供者の選定)

第７条　区長は，前条の規定による申込みを受けたときは、提出書類等に基づき総合的に評価し、無償提供者を決定するものとする。

2　区長は、前項の規定による評価において、同順位の無償提供者がいた場合は、抽選により決定するものとする。

(契約書等の締結)

第８条　区長は、決定した無償提供者と窓口封筒の製作および無償提供に関して、契約書または確認書等区と無償提供者の合意内容を明らかにした書面を取り交わすものとする。

(製作上の注意事項)

第９条　無償提供者は、広告の内容、色、形状等の仕様について事前に区長と協議し、区長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

2　前項の規定のうち広告の内容については、「取扱方針」２及び「葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針２に規定する広告の制限に関する運用解釈について」並びに総務部長が別に定める基準に従って広報課において内容を審査し総務部長が決定するものとする。ただし、これによりがたい場合は、広告掲載選定委員会において選定し、決定する。

3　無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、区が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

4　無償提供者は、広告に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決に当たるものとする。

5　無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において封筒を提供するものとする。

(窓口封筒設置の中止)

第10条　区長は、区民等に窓口封筒を提供することが不適当と認めるときは、無償提供者と協議の上、窓口封筒の提供を中止することができる。

(その他)

第11条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付　則

この要領は、平成22年12月6日から施行する。

付　則

この要領は、平成26年12月11日から施行する。

付　則

この要領は、令和５年10月17日から施行する。

付　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。